

## 平成25年第8回教育委員会定例会

平成25年第8回教育委員会が平成25年8月23日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成25年8月23日（金） 午前9時30分から
- 2 場 所 児童センター会議室
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 松村 重樹（教育委員長）  
伊豆倉 和恵（委員長職務代理）  
稲田 瑞穂（委員）  
植松 紀子（委員）  
東田 務（教育長）
- 5 出席説明者 海老澤 敏明（教育部長）  
岸 典親（国体準備担当部長）  
坂田 篤（指導課長）  
粕谷 靖宏（教育総務課長）  
山下 晃（生涯学習スポーツ課長）  
古見 誠（指導主事）  
佐藤 裕樹（指導主事）  
沼本 謙一（指導主事）  
伊藤 高博（図書館長）  
森田 善朗（博物館長）
- 6 書 記 田中 留美
- 7 傍聴者 なし

平成25年第8回清瀬市教育委員会議事日程

平成25年8月23日

午前9時30分

日程第1 会議録署名委員の指名

植松 委員

日程第2 教育長より報告

日程第3 教育委員より報告

日程第4 議案 第11号 平成26年度清瀬市公立学校教科用図書  
の採択  
について

日程第5 議案 第12号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及  
び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）  
について

日程第6 その他 いじめ調査月例報告について

日程第7 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が植松委員を指名。

(松村委員長)

平成25年第8回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(東田教育長)

おはようございます。今日は早朝よりお集まりいただきありがとうございます。今日は二十四節季の処暑です。処暑とは、「陽気とどまりて初めて退き<sup>やすまむ</sup> 処とすれば也」つまり暦の上では暑さが和らぐという意味です。これから秋に向かいます。もう少し暑さは続くと思いますが、本当に猛暑がおさまればいいと思います。本日の議題は特別支援学級の平成26年度教科用図書の採択について、また教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、いじめ調査月例報告について等になっております。よろしくお願いたします。

(松村委員長)

ありがとうございました。引き続き、教育部長報告をお願いします。

(海老澤教育部長)

1点ほど報告させていただきます。去る6月28日の午後1時40分頃、練馬区大泉の路上で集団下校途中の練馬区立大泉第一小学校の児童3人が、男にナイフで切りつけられ重軽傷を負った事件が発生しました。この事件で

は、交通誘導員の臨機応変な対応によって、事なきを得た状況にあったようです。

本市における現状は、PTAや青少協・地区委員、地域のボランティア団体による見守りをはじめ、警察OBのスクールガードリーダー事業による学区の見守り指導、警察の協力によるセーフティ教室の実施、子どもSOSの取り組み、スクールパトロールへの参加のお願いのホームページへの掲載などを、取り組みを進めております。加えて、市の防災防犯課においては、毎回市内2地区を選んで地域見守り活動を実施しています。そこで、清瀬市子ども見守り活動の実施についてという資料をお配りしておりますとおり、こうした練馬区の事件などを受けまして、子どもの見守り活動の更なる強化が必要であるとの判断から、市防災防犯課で実施している地域見守り活動内容の見直しを行い、別紙資料に記載のとおり子どもの見守り活動に特化して、実施することになりました。

見守りの内容としましては、

- ① 小学校全校を対象に
- ② 2学期と3学期の月曜日から金曜日まで
- ③ 下校時間から2時間
- ④ 見守りの要員2名を校門に配置する
- ⑤ 清瀬市シルバー人材センターに委託する

とする予定であります。こうした予算措置を補正でお願いをし、事前ではございますが9月2日から実施していく方向ですので、ご報告させていただきます。以上でございます。

(松村委員長)

ありがとうございました。ただ今の教育長、教育部長からの報告に関して何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして日程第3 教育委員報告をお願いいたします。

(伊豆倉委員)

昨日ですが、東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会が行われ、自治会館へ行って参りました。内容は主に管外視察研修についてでした。後ほど、粕谷教育総務課長の方からお話いただけたと思います。以上です。

(松村委員長)

他に報告等ありませんか。では先へ進めさせていただきます。

それでは日程第4 議案第11号 平成26年度清瀬市公立学校教科用図書採択について、まずは提案理由を教育部長からお願いいたします。

(海老澤教育部長)

選定委員会の委員長を同席させていただきます。それでは私の方から議案第11号 平成26年度清瀬市公立学校教科用図書採択について、提案理由をご説明させていただきます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項並びに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6項、学校教育法附則第9条等の関係法令の規定に基づき、平成26年度小学校と中学校の特別支援学級で使用する教科書について採択していただく必要があるため本議案を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(松村委員長)

それではここで、坂田指導課長より、教科用図書の採択にあたり、経過報告をお願いします。

(坂田指導課長)

それでは、調査研究の経過についてご説明いたします。

平成26年度特別支援学級使用教科用図書の採択に関する事務の経過につ

きましては、清瀬市公立学校教科用図書採択に関する要綱に基づき実施をいたしました。

まず、学校の管理職3名と、保護者代表2名で構成される「特別支援学級使用教科用図書選定運営委員会」を設置し、委員長としてただ今、同席いただいております清瀬中学校小島秀治校長を任命しました。運営委員長は6月21日に各特別支援学級設置校長に対して、「各学校における調査研究」を依頼するとともに、専門的な調査研究を行うために8人の委員からなる「特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会」を設置しました。調査委員会は、各校による調査結果を参考に調査研究を行い、その結果を「特別支援学級使用教科用図書選定運営委員会」に報告しました。

「特別支援学級使用教科用図書選定運営委員会」においては、調査委員会による調査研究結果を参考に、総合的な調査研究を行い、その結果について8月7日に委員長より教育長に調査報告書を提出しました。

本日の教育委員会では、「特別支援学級使用教科用図書選定運営委員会」からの調査報告書、また教育委員がそれぞれ調査研究をされた結果を基に平成26年度使用教科用図書について採択していただく運びとなります。

以上、調査研究から採択に至る概略でございます。

なお特別支援学級使用教科用図書の調査報告書の内容につきましては、特別支援学級使用教科用図書選定運営委員会の小島委員長からご説明申し上げます。以上でございます。

(松村委員長)

それでは、調査報告書について、小島委員長からお願いします。

(小島委員長)

はい。小島でございます。よろしくお願いたします。

それでは説明させていただきます。

初めに知的障害学級について説明します。

清瀬小学校です。第1学年では、入学してくる児童の障害の種類や程度が明らかではないため、汎用性のある教科用図書を使用する必要があります。また、個々の児童の学力を含めた全人的な力を伸ばすことは学校教育の使命であり、特に通常の学級に併設された特別支援学級に入学する児童の保護者の願いや期待は高いものがあります。これらのことから、運営委員会では通常の学級で使用する検定教科書の使用を視野に入れて調査研究を行いました。書写については第2学年以上の指導との系統性を考慮し、個々の児童の実態に応じた丁寧な指導を積み重ね、定着を図る必要があることから、検定教科書とは異なる教科用図書を中心に調査研究を行ったものです。

第2学年以上の学年については、社会科・理科・生活科・音楽科・図画工作科・体育科において、通常の学級との交流及び共同学習を一層推進することによって、個々の児童の能力を最大限伸ばすことができると判断し、検定教科書の使用を視野に入れて調査研究を行いました。ただし、国語科と算数科においては、現在在籍している児童の発達に開きがあるため、それぞれの児童の興味・関心を高め、各単元の学習に一層積極的に取り組むことができるようにすることが求められます。従って、運営委員会では検定教科書とは異なる教科用図書を含む調査研究を行いました。

次に清瀬第七小学校です。昨年度も多くの学年や教科で検定教科書を採択していただきました。その結果、教師が個別指導計画に基づき、個々の児童の実態に応じた教材を選択し、それに基づいた交流及び共同学習が一層進むなど、教育活動を充実させることができました。このことから、今年度におきましても、第6学年を除く各学年において、検定教科書を中心に調査研究を行いました。なお、学習内容を確実に定着させるために、これまでの内容に戻って学ぶ必要がある児童に関しては、下学年の検定教科書を使用したり、補助教材を活用したりする授業展開が想定されます。なお、第6学年における国語科と算数科については、在籍している児童の発達に開きがあることか

ら、多角的、多面的な働きかけを一層行うことにより、個々の児童の興味・関心、学びの方法、速度に合わせた学習を展開し、学力の定着を図る必要があります。このことから、昨年度本市で採択されていない教科書会社の下学年（第5学年）の検定教科書を中心に調査研究を行いました。調査研究で重きを置いた視点は、視覚的な分かりやすさや、興味・関心を高める構成になっているかということに加え、国語科であれば読み物教材の内容、算数科であれば例題の提示方法等としました。実際の教育活動では、昨年度支給された第5学年の検定教科書と併せ、單元ごとに児童の学びにあう教材を選択して授業を行うことを想定しています。

次に清瀬中学校です。国語科や数学科については、個々の生徒の実態から、実生活に結びついた基礎的な内容を確実に定着させる必要があります。このことから特別支援学校で使用している教科用図書を中心に調査研究を行うとともに、必要に応じて検定教科書以外の教科用図書を使用することを想定した調査研究を行いました。尚、第3学年においては、社会的自立を視野に入れ、下学年の検定教科書を使用し、基礎・基本の確実な定着を図ることが必要であるとの観点から調査研究を行ったものです。

社会科では、検定教科書は地理・歴史・公民の領域がそれぞれ独立したものととなっておりますが、知的発達程度から、これらの領域を総体的に学び、今後の社会生活を営む上で必要となる知識・理解を確実に身に付ける必要があります。このことからこれらの学習内容がコンパクトにまとめられ、かつ生徒の発達段階に即した学びに対応できるという観点から、検定教科書以外の教科用図書を中心に調査研究を行いました。

理科は、教科の特性として実験を通した仮説・検証の授業が中心となりますが、在籍する生徒の発達段階から、必ずしも教科の特性に応じた授業展開が可能とはならず、視覚的に分かりやすい資料によって学習内容に対する興味・関心を喚起させ、身近な生活と関連付けて学ぶことが必要となります。このことから視覚資料が充実し、順を追って考えたり判断したりすることが



可能な検定教科書以外の教科用図書を中心に調査研究を行いました。

外国語については、特別支援学級の実態として、理論以上に体験を通して英語によるコミュニケーションの楽しさや面白さを学ぶ必要があります。このことから、動作や会話によって学習が進められ、基本的な内容を確実に習得できることに重きをおいて、検定教科書以外の教科用図書を中心に調査研究を進めました。

その他の教科については、交流及び共同学習を一層進めることで、社会的自立を図る観点から、検定教科書を中心に調査研究を行いました

次に自閉症・情緒障害学級について説明させていただきます。

清瀬小学校、清瀬第七小学校、清瀬中学校それぞれの自閉症・情緒障害学級に在籍する児童生徒は、対人関係や物事に対するこだわりなどに課題はありますが、知的な課題はほとんどないことから、個別的な支援は必要ですが、教科指導においては通常学級に在籍する児童生徒とほぼ同様の学習活動が可能です。このことから各学年、全教科において検定教科書を中心に調査研究を行いました。

以上で特別支援学級についての説明を終わります。

(松村委員長)

それでは、「特別支援学級使用教科用図書の採択について」質問をお受けいたします。

(伊豆倉委員)

児童・生徒の実態に応じて毎年行われている特別支援学級の教科用図書採択ですが、今年度の調査での変更点はあるのでしょうか。

(松村委員長)

小島委員長お答えください。

(小島委員長)

知的障害学級においては、前回、検定教科書を中心に採択をいただきましたが、今回は昨年度以上に検定教科書の使用を視野に入れて調査研究を行わせていただきました。これは昨年度一年間、清瀬第七小学校において、検定教科書を活用した授業を行うことにより、各教師が個々の子供の実態に応じて作成された個別指導計画に基づき、検定教科書から教材を選択したり、交流及び共同学習が進んだりする中で、児童生徒の社会的自立を一層進めることができたと評価していることによります。検定教科書で活用できる部分は活用し、児童生徒の実態から活用が難しい単元や領域は補助教材の活用や下学年の検定教科書を使用することで、系統的な学習の積み上げを実現しつつ、実態に応じた学習を進めることができました。今年度はこの考え方に一層重きを置いた調査研究を行わせていただいたものです。なお、自閉症・情緒障害学級においては、昨年度と同様、すべての教科で検定教科書の活用を想定した調査研究を行いました。

(松村委員長)

よろしいですか。

(植松委員)

今のお話に関連して、要綱には、特別支援学級においては、児童・生徒の発達段階を踏まえて調査を行うとあります。今のお話ですと、知的障害学級においても基本的に通常の学級で使用する検定教科書を使用するということですが、本当に児童・生徒の発達段階に合っているといえるのでしょうか。今回も昨年度本市で採択されていない教科書会社の検定教科書や一般図書が調査報告書に記載されています。児童・生徒の発達段階の詳細はここでは分かりませんが、検定教科書以外の教科用図書が報告されていることを考えると、検定教科書の活用の難しさもあるのではないのでしょうか。

(松村委員長)

小島委員長お答えください。

(小島委員長)

知的障害学級においては、児童・生徒の実態により、確かに検定教科書以外の教科用図書を使用することが、実態に即した指導につながる場合もございます。

一般図書には、絵や写真が多く視覚に訴え、より分かりやすく工夫されていることが大きな特徴であり、文字だけでなく視覚をとおした学習意欲の喚起や理解の補助が可能であると考えられます。

しかし、近年、検定教科書においても写真や絵が多く用いられるようになり、特別支援教育の視点にたった検定教科書が作成されるようになってきています。教科により、「教科書は一人一冊」であり、「教科書は年間を通じた主たる教材」と考えたとき、検定教科書以外の教科用図書は一年間使えるものとしては、十分でないものが多くございます。

これらを総合的に判断し、児童生徒の発達段階を鑑みて、検定教科書の使用を基本とした授業を想定した調査研究を実施したところです。

(松村委員長)

植松委員、よろしいでしょうか。

(植松委員)

小島委員長のお話をうかがって、確かに一長一短があることが分かりました。特別支援学級の先生方には、ぜひ児童・生徒の実態に応じて、教材を適切に活用していただきたいと思います。ご指導をよろしくお願いします。

(松村委員長)

では、他に質問はありますか。

(稲田委員)

確認になりますが、資料によると同一学年の児童が別々の教科用図書を使用するケースが示されています。こういった学年の指導は、どのように進められるのでしょうか。

(小島委員長)

特別支援学級では、同一学年でも児童・生徒の実態はさまざまです。この実態に応じて、綿密な個別指導計画を作成しているのが特別支援学級です。教科用図書や補助教材をどのように使用するのかも含めて計画し、実施・評価を行うことで、個に応じた学びの進捗を確かめながら指導していきます。

(松村委員長)

他に質問はありませんか。

全員質問なし

(松村委員長)

質問は無いようですので、質疑は以上をもって終了とします。

それでは、小島委員長には、ここでお引き取りいただきます。ありがとうございました。

ただ今から、審議を再開します。見解・意見をおうかがいします。

(稲田委員)

私からは、意見になりますが、調査報告書と小島委員長の説明から、知的

障害学級と自閉症・情緒障害学級それぞれの考え方がよく分かりました。発達段階に応じて、適切な指導を行う際に活用する教科書という視点でよく考えられていると思います。

(伊豆倉委員)

今回出された調査資料や小島委員長の今の報告から、検定教科書を使用するか、或いは、一般図書を使用するかと検討している様子をうかがうことができ、きめ細かい議論がなされていることが伺われました。

(植松委員)

特別支援学級で使用する教科用図書においては、一人一人の発達段階に応じた対応ができるものを採択することが大切であり、各学校において作成されている個別指導計画と合わせて考えていただけているということだと思います。

(松村委員長)

その他、意見はございますか。

全員なし

(松村委員長)

それでは、平成26年度特別支援学級使用教科用図書に関する意見は、以上をもって終了といたします。

採択にあたっては、提出された調査報告書、各委員の皆様の意見を踏まえて決定いたします。委員の皆様の採択に係る意見をお願いします。

(植松委員)

先程の小島委員長との質疑の中にもありましたが、一年間をとおして使用できるものを考えていくとき、検定教科書を活用するという考え方は方向性としてよいと思います。ただし、これも説明の中にありましたが、各学級で作成する個別指導計画に示される発達段階や学習進度等を十分踏まえた上で、検討していくことがやはり重要だと思います。

(稲田委員)

今回の調査報告書から、一人一人の発達段階に応じたきめ細やかな対応がなされていると思いますので、この考え方で賛成です。

(東田教育長)

通常の学級とは異なり、毎年採択する特別支援学級で使用する教科用図書では、一人一人の児童・生徒に最も相応しいものを採択することが重要です。児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学習に取り組むことができる教科用図書採択を進めていく上で、各学級の個の見取りを、事務局としてもしっかりと支援していきたいと考えています。よろしくお願いします。

(松村委員長)

他に意見はございますか。

全員特になし

(松村委員長)

それでは、意見を終結して、採択に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

全員異議なし

(松村委員長)

それでは、お手元に配布された運営委員会の調査報告書のとおりとすることでご異議はございませんか。

全員異議なし

(松村委員長)

異議無しと認め、議案第11号 平成26年度清瀬市公立学校教科用図書の採択につきましては、全員異議無く採択と決しました。

それでは、日程第5に移りたいと思います。議案第12号清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてお願いします。

(海老澤教育部長)

それでは、議案第12号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての提案説明をいたします。お手元に資料が届いているかと思います。これに基づきまして、説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございます。これは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱により、毎年1回の点検及び評価を行い、教育に関して学識経験を有する者の知見をいただき、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表する必要があるため本議案を提出するものです。引き続き、全体的な概要と平成24年度の取り組み、そして学識経験者の知見に関して、説明をさせていただきたいと思います。

まず、点検・評価の根拠などについてでございますが、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱に基づき実施するものであり、その対象は「清瀬市教育総合計画マスタープラン」の基本方針に基づく主要施策としているところです。

また、点検・評価の方法や報告書の作成、そして公表に関しましては、同要綱第4条に基づくとともに、その実施時期は平成22年度の点検・評価からは、翌年度の予算に反映させられるよう、9月の定例市議会に報告する方向で手続きを進めております。

それでは、順を追って説明をさせていただきます。

初めに、1ページの第1及び第2の項目では、本点検及び評価の実施についての根拠と、その目的や実施の方針などをまとめておりますが、先程、ご説明しましたとおりですので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続いて、2ページの第3「基本方針と目標達成」についてでございますが、教育総合計画マスタープランに基づく主要施策についての取り組み状況及び今後の方向性を明らかにすることで、本点検及び評価の目的とするものです。

この教育総合計画マスタープランの基本方針におきましては、「生き活きと学び合う清瀬」の実現のために、「当たり前のことを当たり前に行える教育」の徹底、そして5つの柱に基づき事業を展開しております。この5つの柱立てにつきまして、3・4ページのとおりございまして、昨年度と変更はございません。

続いて、5ページの第4「平成24年度の清瀬市教育委員会教育目標」の基本方針においては、昨年度と同様に、人権尊重の理念を正しく理解して、他人はもとより、自分の生命を尊重するなど思いやりの心や、社会に貢献しようとする公共心など社会生活における基本的ルールを身に付けた人間を育てることを、強調する意味合いから、第1項目として掲げており、6項目となっており、加えて、今年度は5ページの四角の中、後書きにおいて、家庭並びに地域における教育力を明確にする必要があるために「家庭や学校及び



地域それぞれが責任を持ち」と表記するとともに、市の基本方針である「手をつなぎ心をつむぐ緑の清瀬」の実現に取り組むとしているところです。

続いて、5ページの後半からは教育目標の各詳細でございます。

はじめに、6ページの2基礎的・基本的な学力を確実に身に付け、自ら課題をもって取り組む人間を形成するの項目で、学力を身に付けさせる学校運営における主体を明確にする意味合いから「自立と責任のある学校の実現を通して」と表記をしました。

続いて、8ページから9ページにかけて、5. 清瀬の豊かな自然や風土、歴史、文化財等への関心を深め、郷土を愛する心をもつ人間を育成する項目の(2)に、郷土文化の学習、普及・伝承の方策として、生活体験活動を中心に据えることを明記しました。

そして、9ページ6. 生涯学習及び生涯スポーツの環境づくりをより一層進め、社会に貢献できる人間を育成するという項目に、新たに(5)図書館における市民サービスを向上するための手段として、新しい電算処理システムを導入することを明記しました。

更に、(9)今年9月から10月に開催される国体を、市におけるスポーツ振興を視野に入れた取り組みとすることを明記しました。

続いては、第5. 教育委員の構成並びに平成24年度における教育委員の活動状況について記載しております。

12から16ページには、教育委員の視察や学校訪問、研究発表会、視察研修、そして入学式や運動会、公開授業や展覧会、卒業式など教育委員の諸行事の活動状況を記載しております。

そして、教育委員が他の委員への就任状況を記載しております。

続いて、17ページの第6「重点事業と具体的施策の取り組み状況及び今後の方向性」に関しては、点検・評価の対象である「教育総合計画マスタープラン」は平成18年度から平成27年度までの10年間に及ぶ長期計画でありますことから、策定から5年が経過した平成22年度を調整年度と定め、

前期5年間の重点事業達成状況を検証する中で、後期5年間の重点事業項目や数値目標の見直しを行ったところであります。

従って、今回の点検・評価は、この後期5年間の2年目、平成25年度の点検・評価報告書（案）で、評価内容は平成24年度分でございます。

それでは、2名の学識経験者からいただいた知見内容に鑑み、取り組み状況などをご説明いたします。

まず、第1「地域と共に子どもを育む清瀬」では、17ページから21ページにわたり6事業の取り組みを行っています。この項目におきましては、コミュニティはぐくみ円卓会議並びに学校運営連絡協議会の配置などに評価いただいているものの、放課後子ども教室「まなべー」については、冬季における開設時間の工夫や中・高生の居場所づくりについての検討が必要ではないかとの提案をいただいております。

次に、第2「基本的な生活習慣を育む清瀬」では、22ページから26ページの上段にわたり6事業の取り組みを行っています。この項目におきましては、農地の多い清瀬の特色を活かし、学校給食に地場産野菜を取り入れるなど「食育の取り組み」への評価をいただきました。また、「総合相談支援センター」設立の検討方向が、経費節減や機能縮小とならないように望むとともに、事業展開においては潜在的な市民ニーズを掘り起こす工夫・努力が示されております。

次に、第3「美しい緑・自然と文化を誇る清瀬」では、26ページから30ページにわたり5事業の取り組みを行っています。この項目におきましては、キョセケヤキロードギャラリーの彫刻とけやき並木の見事さは市民の誇りである。そうしたことから彫刻の清掃や落ち葉清掃など市民参加の道筋を示す意味からの、学校教育活動としての位置づけの工夫が求められています。

また、「文化や伝統を大切にしない国家が滅びる」と言われるがごとく、「市史」は重要な事業である。よって、有為な人材の発掘と予算の計上を行い編纂に向けた取り組みが強く望まれるとしております。

次に、第4「学校が自信をもち信頼される清瀬」では、学校の役割を、子どもたちの「生きる力」すなわち、確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための体力をバランスよく育むことが大切であると新学習指導要領で位置づけており、正しい生活・学習習慣の徹底、教師の指導力育成、保護者や地域と一体となり、信頼される学校づくりとして、30ページ下段から42ページ中段にわたり18事業と一番多くの事業に取り組んでおります。

そうした中、学力向上アクションプランを最重要課題と位置付けて、教師塾、教育課題研究指定校、英語指導員の配置の事業展開、更には、子どもたちの心に「生命の大切さ」や「自尊感情」を育む「命を大切に作る心の教育」による赤ちゃんのチカラプロジェクトや認知症サポーター養成講座、加えて、「清瀬の100冊読書感想文コンクール」の取り組みなど、人として本来、有している共感や共生能力を呼び覚ますような開発的かつ重層的な施策の継続実践が、着実に実を結ぶよう期待したいとしています。

合わせて、生活困窮を伴う学力低位層へは、スーパーバイザーの指導・助言を受けて、相談員、サポーター、カウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関与による働きかけが重要であるとのこと指摘をいただきました。

この項の最後に、いじめや体罰問題に触れており、こうした事件をよそ事やあら探しをするのではなく、「命の教育」の一環として、市の思いを残された人々が正面から受け止める機会とすること、体罰容認論が少なくない現実の中で「どうすれば体罰を防げるのか」学校現場だけでなく、地域・家庭と共に考える場を設定してはとのご提言をいただきました。

次に、第5「生涯学び社会に貢献する清瀬」では、42ページ中段から48ページにわたり7事業の取り組みを行っています。この項目におきましては、ブックスタート事業の推進の一環として、1歳6か月健診時に合わせて行っている絵本の読み聞かせや赤ちゃんとお母さんのためのおはなしの時間は教育の未来をつくる人間としての営みとして評価いただきました。出前講座で一定の需要は満たしているものの、講師派遣の需要は着実にあると思わ

れるので、人材バンクの登録者を増やす努力を継続してもらいたいとの要望です。

また、今年の秋に開催される「多摩国体」を契機として生涯スポーツの推進に期待するものであるとしています。

最後に、教育施策を効果的に進めるために、教育現場における人的な配置と教職員のストレスへの配慮、そして市民参加を促進するために、行政情報の積極的な市民への提供と市民からの情報を的確につなぐ体制づくりを、今後の教育行政に期待しているとの提言をいただきました。

この知見の詳細については、竹早学園理事長・吉野先生は49ページから51ページに、社事大・田村准教授は52ページから54ページに記載してあります。

以上、知見内容を中心に、ご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(松村委員長)

ただ今、部長の方からご説明がありました。お配りいただいた報告書については、有識者の知見が掲載されているものの完成版ということでよろしいですね。また、疑問点など質問があればこの場で担当の所管課よりお答えいただだけき、9月の市議会定例会へ報告書として提出する運びということでよろしいでしょうか。

(海老澤教育部長)

ここで、訂正する箇所があれば修正をし、9月の市議会定例会で提出とさせていただきます。

(松村委員長)

それではご質問等ありましたらお願いいたします。

(海老澤教育部長)

追加などあれば、この場でお願いしたいと思います。

(松村委員長)

6月の教育委員会でいただいた報告書の中身とは若干違ってきますね。

(海老澤教育部長)

6月にお示しさせていただいたものにつきましては、有識者の先生方に点検評価をいただくためにまとめたものを1度提出させていただきました。そこにおいて、修正すべきところは修正し、ご説明させていただき、先程申しました49ページから吉野先生、52ページから田村先生の知見をいただきました。その知見を中心にご説明させていただきました。

(松村委員長)

よろしいでしょうか。ご質問等ないようですので、この提案どおり採択ということにいたします。

全員異議なし

(海老澤教育部長)

ありがとうございました。

(松村委員長)

それでは日程第6 いじめ調査月例報告についてお願いします。

(古見指導主事)

それでは統括指導主事に代わりまして、私から清瀬市いじめ実態調査の月

例報告についてご報告させていただきます。

資料をご覧いただきたいと思います。

清瀬市いじめ実態調査（7月分）集計結果について、確認となりますが、この集計は7月中に各学校において具体的対応を進めた事案についての報告であり、7月以前の解決事案については除いております。

認知態様でございますが、各校で7月報告分の小・中学校の認知・疑いの件数を示させていただきました。7月時点で小学校の認知・疑いの事案の総数は7件、そのうち解消が6件、一定解消が1件。また中学校につきましては、認知・疑いの事案の総計は5件、そのうち解消が1件、一定解消が2件、取組み中が2件ということでございます。備考欄にも記載のとおり中学校の一定解消及び取組み中につきましては、いずれも6月からの継続事案でございます。

例えば、加害者が特定できない嫌がらせに対しての生徒指導を行い、経過観測をしている事案、また家庭的な背景からくる課題を抱えていることから関係機関と連携をしながら対応している事案となっております。

続いて不登校率でございますが、現時点では、いじめを原因とした不登校になっている児童・生徒は報告されておられません。対応内容については、各学校を介して、校長会、副校長会、各主任会で報告しております。

資料の裏面をご覧ください。こちらで示させていただいている数値につきましては、本年度のいじめ問題の傾向を見取るために、前月までの解消事案を含めた全ての事案で集計しているということで、表面とは異なっております。

まず、7月までの学年状況についてです。資料に記載させていただいた傾向が報告書から見て取れます。続いて、男女別内訳でございます。昨年と比べて特徴としては、小・中学校共に混在事案が多く報告されていることが主な特徴となっております。次に認知端緒でございます。資料にも記載させていただきましたが、小学校では、「担任」による認知端緒が1件、保護者の報告

が多く、中学校では、「担任」による認知端級が1件、本人の報告が多いことから、担任のいじめを見取る視点を高めていくことが必要になります。また、ふれあい月間に合わせて、アンケート調査を行ったことにより認知が増えていくことから、いじめを発見する上で有効な手段であることがうかがえます。相談先でございます。相談先の最近の傾向として、小学校では養護教諭やスクールカウンセラー等連携をして対応しているケースが増えつつあり、情報連携や共有の教育がますます必要になってくると考えられます。

それでは2枚目をご覧ください。6月の一定解消・取組み事案について、7月までの推移でございます。始めに小学校になりますが、6月に一定解消した事案4件に対して解消3件、一定解消1件でございます。取組み中であった、3件はすべて解消となっております。続いて中学校になります。一定解消2件中、解消1件、一定解消1件でございます。また、取組み中の事案については、取組み中3件のうち、一定解消2件、引き続いての取組み中2件という状況となっております。中学校の事案につきましては、教育相談センターを開設する関係機関が連携をして保護者に対してねばり強く対応を続けているところでございます。

1学期の累積数の一覧をご覧ください。認知について4月は、小・中学校共に1件でありましたが5月は新規事案はなく、4月に報告であがってきた事案が継続事案として示されています。今年度1学期のいじめ認知の態様別小計は13件でございました。また、疑いについての態様別小計は16件となっておりますので、いじめの発生件数については合計で29件となります。以上でございます。

(松村委員長)

ただ今、いじめ調査の報告に関して、何かございますか。

(植松委員)

少しよろしいでしょうか。これはアンケートですよ。

最後ページのいじめ実態調査1学期累積数を拝見して、不思議に思ったのですが、認知にしても疑いにしても小学校の方が中学校より数が多い。

普段言われていることは、小学校よりも中学校の方がいじめの関しては、隠れたいじめが多いと言われていることが多いので、清瀬市に関してはこの数からいくと逆であるということによろしいのです。

ということは、中学で隠れているいじめもありそうですか、なさそうですか。この結果をすべて信じてしまっているのでしょうか。

(古見指導主事)

ここにお示しさせていただいているものは、各学校でアンケートを含めた、いじめに関する調査を行っていただいておりますので、それらについて、各学校で判断し、認知したものと疑いの件数になります。

今、植松委員からご指摘いただいた部分に関しましては、全体的な傾向として、しっかりとした数値としてはあがってはおりませんが、中学校の認知という事案が6件、疑いが7件といったことから、やはり疑いという段階でいじめかどうか気にかけていかななくてはならない事案でというのは小学校についてもそうなんです、隠れたものが多いと思います。やはり学年が上がったり、中学校になると隠れていくので、それらについて、よく見取っていくような教師の力量というのも重要であると認識しております。

(植松委員)

わかりました。

(伊豆倉委員)

認知端緒のところ、いじめに気付くのが保護者となっておりますが、担任



の先生がもう少し気が付くのではないかと思うのですが、この件数を見て意外と気が付かないというのはいかがなものかと驚きました。

(東田教育長)

ここでの件数は保護者の連絡や申告によるものですか。

(坂田指導課長)

保護者からによる相談です。

人間関係によるトラブルといじめによる線引きというのは非常に難しく、保護者にとっては、発達段階が低い低学年では、人間関係的なトラブルもいじめと捉えてしまう傾向もなくはありません。また、中学校になりますところの辺のところは保護者も慣れたもので、一定程度は、人間関係の中でもまれていかななくてはならないといった覚悟もきまっているという部分もでてくるのではないかと、我々も思っています。数値上はでてきてはいませんが、その傾向は少なからずあると思います。

(植松委員)

中学生になると、保護者の方でも人間発達上、あり得ることという風に認識しているので、保護者が敢えて相談してこないということもあるかもしれませんが、生徒の方で保護者に本当に言わなくなるんですよね。それから保護者にとってはとてもいい子を装っていますので、中学校に行ったら保護者が見えなくなっていくことの方が私は多いのではないかという気がします。

保護者がそういうことをつかんでいる訳ではなく、つかみきれていない。むしろ子どもの方が、そういったことを親にださないということがあると思います。それぞれ色々なことがあった結果、双方から話を聞くと、親は本当に知らないといったことが多くて、子どもの方は敢えて言わないですし、言ってしまうと親が学校へ言ってしまうと嫌だといった子どもの方からの意見

が割と多いように思います。

中学校では、担任は朝礼と帰りの会の時ぐらいしか生徒と顔を合わせない担任もいますよね。そういったことから見えなくなっているのは中学校の方が多くて、先生が状況を捉えられない、親も捉えていないという実態があるということをお私たちが知っておく必要があると感じます。

(坂田指導課長)

なかなかアンケートをとっても子ども達から実態が浮かびあがってこないところもでてきています。今の植松委員からのご指摘のように、中学校段階になりますと、そういった傾向が強くなって参ります。我々は、最も基本は担任のアンテナだと思うのですが、ここに関しても若手の担任が増えてくる中で、なかなかそこも十分にキャッチしきれない現状がございます。ですから、ある意味では学級内で人間関係がしっかりと把握できるような調査をしていく必要があると考えております。

人間関係をしっかりと担任が客観的なデータを元に把握をしながら、集団から外れている子どもに対して目を向けていくというような取組みが今後必要になってくるのではないかと考えています。具体的に申し上げますと、Q-Uテストというものがございまして、それは集団内の級友関係を調べる調査ですが、それを今後実施していくことも検討していかなくてはならないと考えております。

(植松委員)

大学生になって不適を起こしている子どもが相談に来た時に、いつからというのは、中学時代から起きていることが多いのです。それが大学になって抱えてしまったり、仕事に就いてから会社の間人間関係の部分のところ、中学から始まっていたというのがあるので、お話ししました。

(坂田指導課長)

それでも私共が唯一救いだっただのは、相談先のところですが、まだやはり担任に相談する傾向がある。子ども達は、問題解決のためには担任の力が必要であると感じてくれているところで、今お話があったように認知ができる担任の力量形成と共に、客観的なデータで把握できるような調査を実施していくことによって、この実態把握、その後の対応ができあがってくると思います。

(松村教育委員長)

よろしいでしょうか。それではこのことに関して、これで終了いたします。  
続いて日程第7 今後の日程についてお願いします。

(粕谷教育総務課長)

次回の教育委員会定例会を9月26日(木)午前9時30分から中清戸地域市民センターの第2会議室におきまして予定しております。続きまして、追加で資料をお配りしております。まず、東京都市教育委員会連合会管外視察研修が10月11日(金)午前8時30分立川駅集合出発ということで、予定されております。視察先ですが、1か所目はグローバル・インディアン・インターナショナルスクールとなっております、インドの理科教育等についての視察となっております。2か所目はパナソニックセンター理数のおもしろさを体感できる施設の視察を選ばれたということでございます。

また、追加資料の11ページのブロック別研修会でございますが、清瀬市については第3ブロックになりますので、10月23日(水)の午後になるかと思いますが、場所は東村山市にあります国立ハンセン病資料館となっております。ブロック研修会につきましては、他のブロックの研修の内容で教育委員さんが興味をお持ちの場合には、担当のブロックと調整の上で参加も可能と聞いておりますので、後ほどお知らせください。以上です。

(松村教育委員長)

以上をもちまして、平成25年第8回清瀬市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 11時 20分  
平成25年 8月 23日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 植松 紀子